

新潟県条例第29号

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例（昭和48年新潟県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項（以下「移動別表項」という。）を当該移動別表項に対応する次の表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後				改正前			
(手数料の徴収)				(手数料の徴収)			
<p>第1条 新潟県工業技術総合研究所、新潟県工業技術総合研究所下越技術支援センター、新潟県工業技術総合研究所県央技術支援センター、新潟県工業技術総合研究所中越技術支援センター、新潟県工業技術総合研究所上越技術支援センター及び新潟県工業技術総合研究所素材応用技術支援センター（以下「センター等」という。）に対し、試験、検査、分析、測定、写真、設計、デザイン、加工その他工業に関する試験研究（以下「試験等」という。）を依頼する者又は成績書の副本の交付を受けようとする者から、この条例の定めるところにより手数料を徴収する。</p>				<p>第1条 新潟県工業技術総合研究所、新潟県工業技術総合研究所下越技術支援センター、新潟県工業技術総合研究所県央技術支援センター、新潟県工業技術総合研究所中越技術支援センター、新潟県工業技術総合研究所上越技術支援センター及び新潟県工業技術総合研究所素材応用技術支援センター（以下「センター等」という。）に対し、試験、検査、分析、測定、写真、設計、デザイン、加工その他工業に関する試験研究（以下「試験等」という。）を依頼する者若しくは成績書の副本の交付を受けようとする者又は<u>工業技術に関する情報の提供を受けようとする者</u>から、この条例の定めるところにより手数料を徴収する。</p>			
(徴収方法)				(徴収方法)			
<p>第3条 手数料は、条例で定める証紙により徴収する。</p>				<p>第3条 手数料は、条例で定める証紙により徴収する。<u>ただし、工業技術に関する情報の提供に係る手数料は、納入通知書により徴収する。</u></p>			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
試験、検査等の種類		手数料の算定の単位		試験、検査等の種類		手数料の算定の単位	
(略)				(略)			
2	(略)			2	(略)		
測定	(2)	(略)		測定	(2)	(略)	
	電	エ	雑音端子電		電	エ	雑音端子電
気	圧、伝導妨害			気	圧、伝導妨害		
的	波又は雑音電			的	波又は雑音電		
測	力の測定		(略)	測	力の測定		(略)
定	(ア) (略)		(略)	定	(ア) (略)		(略)
	(イ) <u>3メートル</u>		(略)		(イ) <u>電波暗室</u>		(略)
	<u>（登録）を</u>				<u>（登録）を</u>		
	使用する場				使用する場		
	合				合		
	(ウ) <u>10メートル</u>		//				
	<u>（登録）を</u>						

		使用する場 合	
		オ 放射電界強 度の測定 (ア) (略) (略) (イ) <u>3メートル</u> <u>電波暗室</u> <u>(登録)</u> を 使用する場 合 (ウ) <u>10メートル</u> <u>電波暗室</u> <u>(登録)</u> を 使用する場 合	//
		(略)	
	(略)		
3	(1)	(略)	
試験	強度 試験	オ 疲労試験 (ア) <u>恒温槽</u> を <u>使用しない</u> 場合 (イ) <u>恒温槽</u> を <u>使用する場</u> 合	<u>1 試料 1 時間</u> //
	(略)		
	(4)	(略)	
	電気 試験	イ イミュニテ ィ試験又は耐 ノイズ試験 (ア) (略) (略) (イ) <u>3メートル</u> <u>電波暗室</u> <u>(登録)</u> を 使用する場 合 (ウ) <u>10メートル</u> <u>電波暗室</u> <u>(登録)</u> を 使用する場 合	//
	(略)		
	(略)		
<u>6</u>	(略)	(略)	
<u>7</u>	(略)	(略)	
備考	(略)		

		オ 放射電界強 度の測定 (ア) (略) (略) (イ) <u>電波暗室</u> <u>(登録)</u> を 使用する場 合	
		(略)	
	(略)		
3	(1)	(略)	
試験	強度 試験	オ 疲労試験	<u>1 試料 1 時間</u>
	(略)		
	(4)	(略)	
	電気 試験	イ イミュニテ ィ試験又は耐 ノイズ試験 (ア) (略) (略) (イ) <u>電波暗室</u> <u>(登録)</u> を 使用する場 合	(略) (略)
	(略)		
	(略)		
<u>6</u>	情報 の提供	情報の提供	1 件
<u>7</u>	(略)	(略)	
<u>8</u>	(略)	(略)	
備考	(略)		

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表2の部(2)の款エの項及びオの項並びに同表3の部(4)の款イの項の改正は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第1条、第3条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の依頼に係る手数料について適用し、同日前の依頼に係る手数料については、なお従前の例による。